

松島町有料広告等掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町の資産を広告媒体として民間企業等の広告を掲載することを通じ、町の新たな財源を確保し、もって民間企業等の宣伝効果と町民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる町有資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 町の広報物及び印刷物

イ 町のウェブページ

ウ 町の財産

エ その他広告媒体として活用できる資産で町長が個別に定めたもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(3) 課等 松島町課等設置条例（平成17年松島町条例第1号）第1条に規定する課及び事業所並びに会計課並びに教育委員会教育課をいう。

(広告掲載の基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載を行わない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 政治性又は宗教性のあるもの

(4) 社会問題、意見広告及び売名的個人の宣伝に係るもの

(5) 青少年の健全育成を害するもの

(6) 美観風致を害するもの

(7) 公衆に不快の念又は危害を与えるもの

(8) 町税等の滞納のある者の宣伝に係るもの

(9) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載を行う広告として不適當であると町長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載を行う広告に関する基準は、町長が別に定める。

(広告媒体の種類)

第4条 広告媒体の種類は、当該広告媒体を所管する課等の長（以下「所管課長等」という。）が、第13条に定める広告審査委員会に諮り別に定める。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、枠数、掲載位置及び掲載料等は、当該広告媒体ごとに所管課長等が別に定める。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、広報まつしま、松島町ホームページ等により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、別に定める申込書及び広告案を町長に提出しなければならない。

（広告掲載の決定等）

第8条 町長は、前条の申込書を受理したときは、広告掲載の可否を決定し、別に定める決定通知書により申込者に通知しなければならない。

2 募集した広告の枠数を超えて申込みがあった場合の広告掲載の優先順位は、次のとおりとする。この場合において、同一順位内における優先順位は、抽選により決定するものとする。

（1） 第1順位 町内に事業所等を有する者の広告

（2） 第2順位 前号に該当しない者の広告

（契約の締結）

第9条 所管課長等は、広告等の掲載を可とした広告主と、原則として、当該広告事業の仕様及び条件等を記載した契約書を取り交わすものとする。ただし、広告掲載料が少額であって、かつ、当該広告事業の履行に差し支えがないと所管課長等が認める場合には、契約書の作成を省略し、当該広告事業の条件等を記載した承諾書又は請書の提出を求めることにより契約書に代えることができるものとする。

2 前項の契約書には、次の事項を標準として、必要な事項を記載するものとする。

（1） 契約の名称（広告事業の種別及び広告媒体の名称）

（2） 契約金額（広告掲載料）及びその納付に関する事項

（3） 契約保証金に関する事項

（4） 広告等の仕様（広告の内容及びデザイン等に関する条件、広告原稿の形態等）

（5） 広告原稿等の納入場所及び納入期限

（6） 履行遅滞又は不履行の場合の取扱い

（7） 広告に関する責任の所在及び紛争が生じた場合の解決方法

（8） 契約解除に関する事項

（9） その他、広告事業の実施に関し必要な事項

（広告掲載料の納付）

第10条 広告主は、町長が指定する期日までに、町の発行する納付書により広告掲載料を一括納付するものとする。

（広告案の審査）

第11条 町長は、広告案が提出されたときは、その内容を速やかに審査し、必要がある場合は広告主に修正を求めることができる。

（広告の作成等）

第12条 広告主は、前条に規定する審査後（修正を求められた場合は、当該修正後）に広告を作成するものとする。

2 広告を作成するに当たっては、広告の内容、デザイン等が法令等に違反し、又は町及び広告媒体の信頼性を損うことのないよう、必ず町と協議するものとする。この場合において、当該協議が成立しないときは、町の解釈によるものとする。

(広告審査委員会の設置)

第13条 広告掲載に関し、次に掲げる事項の協議等を行うため、広告審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

(1) 第11条に規定する広告案の審査に関すること。

(2) その他広告の掲載に関すること。

(審査委員会の組織)

第14条 審査委員会は、委員長と委員をもって組織する。

2 委員長と委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長の職務)

第15条 委員長は、委員会の会務を総理し、審査委員会を代表する。

(審査委員会の会議等)

第16条 審査委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 審査委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4 審査委員会の会議を招集する暇がないと委員長が認める場合は、回議により審査を行うことができる。

(審査委員会の庶務)

第17条 審査委員会の庶務は、企画調整課まちづくり支援班において処理する。

(広告主の責任等)

第18条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告主は、掲載しようとする広告が屋外広告物法（昭和24年法律第189号）に規定する屋外広告物に該当する場合は、宮城県屋外広告物条例（昭和49年宮城県条例第16号）に規定する許可を受けなければならない。

(広告代理店への業務委託)

第19条 町長は、広告の募集、広告の作成等を広告代理店に業務委託することができる。

(広告掲載の取消し)

第20条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第8条に規定する広告掲載の決定を取消することができる。

(1) 町長が指定する期日までに広告案を提出しなかったとき又は広告掲載料を納付しなかったとき。

(2) その他町長が特に広告掲載に支障があると認めたとき。

(広告掲載料の還付)

第21条 広告掲載料は還付しない。ただし、町の都合により広告の掲載ができなくなったときは還付することができる。

(広告掲載事業の周知)

第22条 町長は、広告掲載事業を広く周知するため、当分の間、広告掲載に当たり次の

文言を当該広告媒体の一部に掲載するものとする。

「松島町は、自主財源を確保するため、〇〇（媒体）に有料広告を掲載しています。」

（その他）

第23条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則（平成24年松島町告示第10号）

この告示は、平成24年2月22日から施行する。

附 則（平成25年松島町告示第94号）

この告示は、平成25年7月1日から施行する。

別表（第14条関係）

委員長	副町長
委員	総務課長 企画調整課長 財務課長 町民福祉課長 健康長寿課長 産業観光課長 建設課長 水道事業所長 会計課長 教育課長